

ミャンマー連邦共和国政府
労働者・雇用・社会保障省
労働局
ネピドー

文書番号： 3/27/ア・ラ・ニャ（国外就労）2015(123 ラ)
日付： 2015年7月21日

宛先：ミャンマー海外人材派遣企業協会（MOEAF）
全MOEAF登録送出し企業

件名：日本への労働者派遣について

MOEAF登録送出し企業が、日本国へ労働者（技能実習生）を派遣する際に労働局に提出する「求人票」にJMA（一般社団法人 日本ミャンマー協会）の「事前確認書」があれば、労働局にて速やかに必要な手続きを行い、在日ミャンマー大使館からの通知（「推薦」）があり次第、労働者（技能実習生）を日本へ派遣することができることを通知します。

（サイン）2015/7/21
ミョー・アウン局長

認証謄本

資料③-1

【意訳】

労働・雇用・社会保障省（ロゴ）

2015年8月12日

JMA 渡邊会長殿

JMAによる求人票の確認・審査手続き引受けについて

これまでの**ミャンマー人労働者の日本への派遣手続き**プロセスについて確認しておきたいと思えます。

まず、送出し機関から労働省に提出された求人票は、求人票が適切なものか否かを確認する為に、外務省経由で在東京ミャンマー大使館に送られます。次に、労働省は在東京ミャンマー大使館の確認があり次第、省内で必要な書類審査・手続きを行い、国家教育・健康・人材開発委員会に当該求人票他を提出します。同委員会で派遣許可ができれば**ミャンマー人労働者を日本に派遣することになります。**

これまでミャンマー人労働者の派遣手続きは、本来業務で多忙にもかかわらず、在東京ミャンマー大使館の格別のご協力ですmoothに行われてきました。

然しながら、世界的な**労働市場の動きに鑑み派遣手続き**のスピードアップが求められてきている状況下、日本からの求人票についてはJMAが適切なものか否かを確認して、JMAの推薦状を添付して在東京ミャンマー大使館に送付することにしたいと思えます。同大使館がそれを確認した後、労働省は省内で必要な書類審査・手続きを行い、国家教育・健康・人材開発委員会に派遣許可取得の為に当該求人票他を提出します。

上記に関連して、必要な公式指示が外務省から在東京ミャンマー大使館に出されました。

即ち、同大使館は既存の（外務省経由の求人票の）確認作業に加えて、JMAで事前確認された求人票の確認作業も行う事が指示されました。

従い、**労働省はJMAに対し日本で働きたいミャンマー人労働者の**（求人票・受入機関の）**確認・審査手続きを開始するよう通知**します。

この機会に労働省はJMAの協力と支援を高く評価するとともに双方の関係が強く長く継続することを希望しています。

Htin Aung （署名）
副大臣

資料③-2